

永年会員に関する規程

(永年会員の資格)

第1条 毎年度4月1日現在で、会員歴40年以上で年齢70歳以上の正会員を、永年会員有資格者とすることができる。

(推薦手続き)

第2条 会長は、第1条に該当する永年会員有資格者を永年会員候補者として、当該年度の第1回理事会に推薦する。

(規定の見直し)

第3条 本規程は、2年ごとに見直すものとする。

- 【付則】
- ① 免除される会費は、資格を得た次年1月分以降のものとする。
 - ② 入会年月日のうち、1952年4月3日のみは1952年4月1日に読み替えるものとする。
 - ③ 本規程は、1992年4月1日より施行する。

1983年4月1日制定

1986年7月4日、1991年2月22日、1996年12月13日 一部改正